

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由

県立高等学校の統合及び学科の廃止に伴い、長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

別表第1（第2条関係）の改正

(1) 高等学校の統合に伴う改正

長野県飯山北高等学校及び長野県飯山高等学校の統合に伴う改正

学校名	課程	新設する学科
長野県飯山高等学校	全日制	自然科学探究科、人文科学探究科

(2) 学科の廃止に伴う改正

学校名	課程	廃止する学科
長野県飯山北高等学校	全日制	理数科
長野県飯山高等学校	全日制	体育科
長野県下高井農林高等学校	全日制	緑地環境科、生物資源科
長野県軽井沢高等学校	全日制	国際文化科

※ 平成23年6月16日第926回長野県教育委員会定例会決定

3 施行期日

平成26年4月1日

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県飯山北高等学校の項中 「普通科
理数科」 を 「普通科」 に改め、同表の長野県飯山高等学校の項中 「体育科」 を 「自然科学探究科
人文科学探究科」 に改め、同表の長野県下高井農林高等学校の項中 「緑地環境科
グリーンデザイン科
生物資源科」 を 「グリーンデザイン科」 に改め、同表の長野県軽井沢高等学校の項中 「普通科
国際文化科」 を 「普通科」 に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高校教育課

